



平成26年4月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

## 適格消費者団体って？

平成26年4月10日 札幌市にある内閣総理大臣認定適格消費者団体「消費者支援ネット北海道」(ホクネット)の事務局長大嶋明子さんにお話をお伺いしてきました。



🍀 適格消費者団体であるホクネットさんはどんなことをされている団体ですか？

ホ：消費者センターや一般の方から消費者被害(不当な契約条項や勧誘等)に関する情報を受けて、その情報を検討し、問題があれば企業に改善するように申し入れをして協議します。協議しても改善されない場合は、裁判をします。また、一般の方や企業を対象にした消費者問題セミナーを行っています。

🍀：どんな情報がよせられるのですか？

ホ：例えば、アパートを引っ越ししたら大家さんから高額な原状回復費を請求された、結婚式場を予約して式の1年以上前にキャンセルしたのに契約金の一部が返ってこない、訪問販売の販売員がなかなか帰ってくれなくてあきらめて物を買ってしまった、などいろいろあります。

🍀：よせられた情報を検討→企業に対する改善の申し入れ→協議→改善されなければ裁判ということですか？

ホ：そうです。私たちは、大学の教員・弁護士・司法書士等でチームを組んで事案を検討し、問題があれば改善するよう申し入れをしていますので、協議の結果、多くの企業は何らかの改善をしてくれます。何回も企業と交渉して問題が改善されたこともあります。裁判になったケースはあまりありません。

🍀：どんな事案が裁判になりましたか？

ホ：中古車買取業者に対して裁判をしました。この会社は、買取前の査定金額は高額

なのですが、契約後、「事故車だから」等の理由で、査定金額よりも大分安い金額で買取をしていました。消費者がキャンセルを申し出ると高額なキャンセル料を要求したため、このキャンセル料の定めについて、差し止め請求をしました。

裁判した結果、企業がこちらの請求を全て認めました。

🍀：被害者の方にお金が返ってきたのですか？


ホ：私たちは個々の被害者の返金を求めるのではなく、これ以上被害者が出ないように企業に対して法律違反を止めるように求めているため、裁判をしてもお金が返ってくるわけではありません。返金を求めるためには、被害者個人の方が裁判をする必要があります。ただし、昨年新しい法律が成立し、今後、適格消費者団体が消費者に代わって一定の要件を満たせば返金要求ができるようになる予定です。

🍀：どんな企業に申し入れをしているのですか？


ホ：結婚式場運営会社、住宅建築会社、住宅リフォーム会社、不動産会社、保険会社、銀行、スポーツクラブ運営会社など様々です。

🍀：ホクネットさんが企業へ申し入れをしたことは公表されているのですか？


ホ：ウェブサイトで企業名やどのような申し入れ・協議をしたのかを公表しています。「<http://www.e-hocnet.info/>」をご覧ください。

 : ウェブサイトで公表したことによって、  
なにか効果がありましたか？

ホ : 賃貸住宅の原状回復義務の問題で、ウェブ  
サイトをご覧になった方が、ご自分で貸主  
の企業に対して対応しているということをし  
ききました。個人が契約の問題に気づいて、  
動き出しています。

 : 一般の方はどんなことに気をつければよ  
いですか？

ホ : 契約を結ぶ前によく考えること、その企業  
に関する情報を集めることが大切です。今  
はインターネットで企業名を検索すると、  
私たちのウェブサイトを含め、いろいろな  
情報が出てきますので、信用できる企業な  
のかどうかを事前に確認することです。

 : みなさんになにか一言いただけますか？

ホ : みなさんから寄せられた情報を元に、適格  
消費者団体として申し入れをし、企業側が  
改善し、大きな効果が出ていますので、「こ  
の契約はおかしいんじゃないか」と感じた  
ら、情報の提供をお願いします。また、私  
たちのNPOは財政が安定していないため、  
ご賛同いただいた方は寄付をお願いできれ  
ばと思います。

 : 本日はありがとうございました！

## 「適格消費者団体」ってなに？

我が国の裁判制度は、大きく分けると「民  
事裁判」と「刑事裁判」があり、この二つ  
は目的もルール（訴訟法）も異なります。  
この2つの違いはまた今度にするとして、  
民事の裁判というのは、個人や会社が、他  
の者に対して「お金を支払え」「土地を明  
け渡せ」などの、請求をする権利があるこ  
とを認めてもらうよう裁判所に対して訴  
えるものです。このとき、たとえどんなに  
仲がよかったり、頼りになったとしても、  
当事者じゃない誰か（夫や友達）が訴える  
ことは出来ません。このようなことを許し  
ては、事件屋のような者がはびこったりす  
る恐れがあるからです。頼りになる夫が  
「妻があなたに貸したお金を返せ」と訴え  
ても、「私がお金を借りたのはあなたの奥  
さんであって、あなたではない」と言われ  
てしまいます。これを「当事者適格がない」  
と言ったりします。

適格消費者団体は、本来当事者である消費  
者に代わって裁判を起こすことが出来る  
例外です。そのため、国に厳しく監督され  
ているようです。

## お詫びと訂正

きりばたけ通信23号において、インクルさん  
の紹介で「少額金の返済相談など」と記載しま  
したが、「奨学金の返済相談など」の誤りでした。  
訂正してお詫びいたします。

司法書士会からの

## お知らせ

札幌司法書士会には「140万円以下の民事に関  
する紛争を、「話し合い」で解決する場を提供する  
専門機関」ADRセンターがあります。

家賃や貸金に関するトラブルなどの相談が寄せ  
られ、話し合いで解決しています。詳しくは下記  
ウェブサイトをご確認の上、ご利用をご検討くだ  
さい。

<http://www.sihosyosi.or.jp/adr/>

お問い合わせは011-272-0090

(受付9時~17時 土日祝日を除く)

## 編集後記

今月は「適格消費者団体」と「当事者適  
格」の話でした。裁判に限らず、法律問題  
では「当事者が誰か」は重要なポイントに  
なります。夫婦や親子など、当事者は誰か  
区別がつかないようなこともあります。お  
年玉は誰のもの？お香典は？  
子供のために、おじいちゃんからもらった  
入学祝い金で自転車を買ったが、その自転  
車が不良品だった場合、「お金を返せ」とい  
えるのは誰？

思い返せば我が家はお年玉は親が半分を  
もって行っていました。親の理屈は「この  
お金でお礼をしたり、むこうの子供にお年  
玉を渡したりして巡り巡っている」とのこ  
とでした。そのせいか？今母は孫にお小遣  
いを渡すときには、こっそり渡しています。  
親に取られないように、ということなので  
しょう。まったく不思議なものです (K.T)